

内閣府告示第百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十五年十月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十五年十月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県御津郡御津町
- 三 構造改革特別区域の名称 御津町教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡山県御津郡御津町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）、学校設置

会社による学校設置事業（八二六）及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇）（八〇一―二））